

戦間期における大衆資金運用システムの展開
—1927年の霜害救済融資と長野県の事例から—

J-205

東京大学大学院経済学研究科 経済史専攻

田中 光

hikaru_tanaka@hotmail.com

2012年10月

第一節 課題の整理と先行研究との関連

1-1 課題の所在

第一次世界大戦の開戦前後までの時期に、大蔵省預金部資金の地方還元制度をその大きな基盤として、近代日本における大衆資金運用のシステムはおおむね形作られた。それは災害時などの緊急時の救済を主な目的としながらも、地域経済の振興をその制度の基礎的な目的の中に含むものだった¹。

先行研究による統計分析が既に指摘しているように、第一次世界大戦の時期まで、農業を含む在来産業は近代産業部門にも劣らない成長を遂げていた²。筆者はこれまで、近代化と軌を一にして形成されたこうした預金部を中心とした大衆資金運用のシステムが、こうした地域経済の成長が必要としていた資金需要に、ある程度応えうるものとして登場したということの研究してきたが、戦間期は前提となる経済的情勢がそれ以前とは異なっている。

戦間期の日本経済は度重なる恐慌と不景気に苦しみ、「不均衡発展」という言葉に象徴されるように農業を含めた在来産業の成長は伸び悩んだ。農村地域はとりわけ苦境に立つこととなったのである。そうした中で、恐慌のような市場的な危機をも含む緊急時の救済と地方経済振興の機能を主な目的として掲げてきた大衆資金運用のシステムは、どのように働いたのか。戦間期におけるこのシステムの実態を、恐慌時に発生した災害対処の緊急融資の過程を通じて明らかにすることが、本稿の課題となる。

1-2 先行研究と背景状況

経済的な背景が変化した中、大蔵省預金部資金を基盤とした大衆資金運用システムはいかに機能したのか。先行研究の中では失業対策事業の研究などに見られるように、戦間期において各種の救済資金が預金部から供給されることは、多くの研究の中で既に前提とされている³。預金部資金の運用に関する研究においても、その統計的な概観や後述する預金部資金運用委員会の議事録を用いて、二十年代・三十年代に預金部資金が様々な不況対策のために供給されたことが明らかにされてきた⁴。しかしながら預金部資金が戦間期においてはどのように供給されたのか、供給された現地の側からの視点を含めた具体的な事例を取り上げた実証研究は乏しく、それまでの預金部資金制度との関連や変化を取り上げたものも数少ない。

大蔵省預金部制度そのものは1925年に預金部改革と呼ばれる法制度的な改革が行われて

¹田中光「大蔵省預金部資金の地方還元機能－1914年緊急救済融資と長野県」『社会経済史学』第78巻1号、2012年5月

²中村隆英『戦前期日本経済成長の分析』岩波書店、1971年。

³加瀬和俊『戦前日本の失業対策－救済型公共土木事業の史的分析』日本経済評論社、1998年

⁴金澤史男「預金部地方資金と地方財政（一）－1920～30年代における国と地方の財政金融関係」『社会科学研究』37巻3号、1985年、「預金部地方資金と地方財政（二）」『社会科学研究』37巻6号、1986年、『近代日本地方財政史研究』日本経済史評論社、2010年

おり、この改革に関する制度史的、理念的な分析に関する先行研究は積み重ねられている⁵。この改革は、それまでの大蔵省預金部制度が 1885 年の預金規則以外に法的根拠を持たず、大蔵大臣の一存による運用が制度的には可能という曖昧な設計であったところに、新たな預金部関連法⁶の制定によって、改めて制度的根拠を与えるものとなった。

こうした制度的改革は、第一次世界大戦期の郵便貯金増大に伴って行われた、海外投資の増加などの運用面での不透明性の増大と、戦後におけるその一部破綻が、同時代的に社会問題化したことによって引き起こされた。預金部の濫用問題は当時、国会においても取り上げられるような一大問題となったのである。なお預金部に関する研究の端緒は、この時代に告発書という形で現れた⁷。

もっとも預金部資金供給の枠組は、この 1925 年の改革によって法制化や預金部資金運用委員会の設立を受けても、それ自体が変更されることはなかった⁸。預金部関連法の制定は、預金部の運用の安定性と透明性の確保を保証するものとして世間的に受け止められ、研究史上もその理念的なものが強く受け止められてきたが、具体的なその運用目標と方法そのものが変更されたわけではなかったのである。

第一次世界大戦中の郵便貯金の拡大を受けての一時的な海外投資の増大という濫用を戒めるため、新たに制定された預金部法では「有利且つ確実なる方法を以て国家公共の利益の爲めに之を運用する」という運用原則が確認されたが、それは 1909 年時点の地方還元制度制定時の運用原則と、更に遡って預金規則以来の原資保護という、郵便貯金運用と地方還元資金におけるそれまでの原則を確かめなおしたに過ぎない。実際の資金運用にあたっては、確かに改革後はそれまでのように大蔵省のみで決定されるのではなく、「預金部運用委員会」がその諮問にあたることとなったが、資金供給における具体的な計画を策定する主体が大蔵省であることに変化はなかった。

普通資金、特別資金といった枠組と、これまでその形成の初期を見てきた地方自治体および勸銀・産業組合の系列への融資という金融ネットワーク的な原則も、預金部改革によって変更されることはなかった⁹。そしてこの金融的な繋がり組織編成は、相続いた恐慌や災

⁵たとえば伝田功「郵便貯金制度の歴史的意義—大蔵省預金部資金の形成過程—」『研究紀要』（滋賀大学経済学部附属史料館）第 5 号、1972 年、「大蔵省預金部の改革—政策金融の展開と機能—」『彦根論叢』第 156 号、1972 年。

⁶ 預金部預金法（1925 年 3 月 30 日、法律第 25 号）をはじめ、大蔵省預金部特別会計規則（1925 年 4 月 1 日、勅令第 54 号）、預金部資金運用規則（1925 年 4 月 1 日、勅令第 55 号）。

⁷山田幸太郎『大蔵省預金部論』1925 年、中津海知方『預金部秘史』1928 年。

⁸ 大蔵省預金局『預金部資金運用委員会（第一回会議）議事録』1925 年 5 月 5 日。

⁹渡辺佐平他編『現代日本産業発達史 26 巻 銀行』交詢社出版局、1966 年所収、斉藤仁による「特殊銀行」項目。全国レベルおよび県レベルでの産業組合の連携、その系統化に関しては、預金部資金制度の整備と同じく戦間期に至るまでにその概略が形成されていた。これらのネットワークの形成に関しては、「中央と地域の関係から見る「信用」創造と金融ルート形成の過程—産業組合中央会（後の農林中金）と長野県の一産業組合（後の農協）の事例から—」（金融学会歴史部会、東京、2012 年 7 月 28 日）という報告を行っているが、詳細

害に対する預金部の資金供給を通じて、戦間期に更に深化していくことになるのである。とりわけ産業組合の系統による金融ネットワークと預金部の繋がりは、戦間期までの段階で産業組合が全国的に普及したということもあり、1923年に産業組合中央金庫が設立されて以降、本稿で扱う1927年の事例を通じてより強まっていくことになる¹⁰。

1920年代、30年代の不況期において預金部の原資である郵便貯金は、銀行に対する不安から逆に成長を遂げた。しかしこれには当時地方から中央へと資金が吸い上げられる構図だという批判が生じ、預金部資金の地方還流はその対応としても政策的に推進されるものとなった。そのため、預金部制度と地域社会のネットワークは、産業組合の系統化などの更なる組織編成を伴いながら、相続いた恐慌や災害に対する資金供給を通じて、戦間期により密接な連携を構築していったのである。

本稿はこうした戦間期の状況の中、預金部制度が産業組合制度と、そしてそれまで産業組合によっても編成されていなかった地域社会ともより密接な連携を構築していくきっかけとなった、1927年という金融恐慌の年に生じた大規模な霜害被害への救済融資の長野県における実態を分析することで、戦間期における大衆資金運用システムの展開に迫ろうとするものである。

第二節 昭和二年の大規模霜害と救済資金供給に至るプロセス

2-1 被害状況と長野県内での対応

1927年5月12日、春時にも関わらず長野を中心に平均気温より十度程低下し「気狂い寒さ」となり、広範囲に大規模な霜害が発生した。長野県内では零下を記録したところも多く¹¹、一部では作物の凍害も発生した。この被害は長野県内の『信濃日々新聞』では未曾有の災害として大々的に取り上げられ、被害状況が連日報道された。

けさ全県下に亘る惨たる大霜害—被害桑園三万町歩に及ぶ 春蚕掃立を前に控へて養蚕家途方に暮る

…県下桑園六万町歩の大半を襲ふた晩霜の被害はその激甚さと被害総額の広き…空前で大正五年に比しそれ以上ではないかと云はれ、損害額莫大に達する見込…県では取敢へず県下桑園の惨況を山本農林大臣に報告し、引続き救済の低利資金融通申請に就て研究中…十二日午前中までに蚕糸課に達した各蚕業取締支店等からの報告によれば何れ

については改めて別稿で論じたい。

¹⁰ なお先行研究では、産業組合中央金庫を中央組織とする産業組合の系統金融は、地域差はあれ1930年代後半までには全国的に系統化が進み、政策的低利資金を供給する機能を果たしたという評価がなされている。とはいえその全国的な系統化の起点は1920年代と指摘されているものの、その形成過程についてはあまり研究が蓄積されていない。大門正克「戦前日本における系統産業組金融の歴史的役割—階層・地域間調節・国債消化—」『エコノミア』第五七巻第一号、2006年5月

¹¹ 『東京朝日新聞』1927年5月13日夕刊二面。

も被害の甚大なる事を述べ、殊に春蚕用桑園は全滅に近い所も少くない。…一般養蚕家の大多数は来る十四・五日より二十日頃にかけて春蚕の掃立てをなす予定で、目下催青中にあるものが多いが、俄かの此の霜害のため掃立てを極度に減ずる外なく、各地の養蚕組合等に於ては緊急臨時総会を開き善後対策を講究して居るところも少くない¹²

春蚕の掃立てを目前とした時期であるにも関わらず霜凍害により多くの桑が株から枯死し再生しなかったため、多数の養蚕農家が緊急事態となった¹³。養蚕は「肥料を施したり桑を植えたりした上、蚕種は現金で購入したのを見ず見す葬るのだから、蚕所か養蚕家も浮まれぬ」¹⁴と言われたように、この当時にも経営側にかなりの回転資金を必要とさせる産業であり、多くの養蚕農家は金融支援を必要とする事態に陥った。

しかし折しも一般金融状況は金融恐慌によるモラトリアム下にあり、農家が地方の一般銀行による融通が期待できるのかは不透明な状況にあった。そのため、長野県庁は被害が生じたその直後に、それ以前の霜害に対して救済融資があったという前例に訴える形で中央政府へ救済融資を要請している。

救済低利資金の融通を仰ぐ一県当局具体案を急ぐ

今回の霜害善後策として県では政府より救済低利資金の融通を受くべく目下具体的の損害額その他を調査中であるが、大正十三年の霜害概算約百三万円に対し四十五万円の低資融通あり、また昨年 of 損害四十五万円に対しては十万円の低利資金融通を受けた。本年の霜害損害額に就ては或は一千万円といひ或は五・六百万円といふも兎も角莫大な損害で、前年の例によれば百三十万以上の低利資金の融通を受けねばならぬと概算されて居る。而してその借入先は大蔵省預金部より農工銀行を通じて融通を受けるもので利率は例年通り六分以内の見込み¹⁵

こうした融資の要請は、長野県庁からだけでなく県農会・養蚕組合連合会・蚕種同業組合連合会・生糸同業組合連合会産業組合といった蚕糸業関連の経済団体からも行われた。彼らは代表団を組んで大蔵・農林大臣に 500 万円規模の低利資金融通を要請するために、5 月 23 日には上京することを 17 日に決定している¹⁶。また、県庁では救済融資を中央に要請すると共に、県立農業試験場とも連絡を取り被害を受けた農地に対する善後策を検討し、郡や

¹² 『信濃毎日新聞』1927 年 5 月 13 日夕刊一面、以下引用には句読点適宜追加

¹³ 「再発芽が不順調」『信濃毎日新聞』1927 年 5 月 20 日。「大霜害郡市別調査—総額百二十一万九千円」『信濃毎日新聞』1927 年 5 月 21 日。

¹⁴ 「霜害哀話 坊さんを頼んで蚕種の埋葬—吊ひ酒であきらめた真嶋村本道組合」『信濃毎日新聞』1927 年 5 月 18 日。

¹⁵ 『信濃毎日新聞』1927 年 5 月 13 日夕刊一面

¹⁶ 「低資五百万円の貸し下げ陳情」『信濃毎日新聞』1927 年 5 月 18 日

市、町村の各自治体に被害状況の調査と報告を命じた¹⁷。被害調査は養蚕だけでなく果樹などについても行われ、調査結果は5月16日までにはまず一通りまとめられた¹⁸。

5月19日には長野市で信濃蚕業評論社主催（信濃毎日新聞社後援）の、長野県蚕糸課・長野県立農業試験場（支部含む）・長野県蚕業取締所の職員が出席する「霜害対策研究大会」「長野養蚕業者大会」が開催される。長野北部で行われたにも関わらず、県南部からの出席者もあり、参加者は1200人を超えた¹⁹。この会では桑に関する霜害の対処方法・国庫資金借入・被害桑園免税などについて議論され、一千万円規模の低利資金の要求・県税家屋税の納期延期要求などを決議して幕を閉じた。同日には県庁側でも独自に、知事を会長に霜害委員会が設置され対応を協議し始めている。こちらでは検討する対応策としては、低利資金融通方法・県税納入延期・農家の余剰労力利用の土木事業施行・副業の奨励といったものが取り上げられていた²⁰。

これほど早急に民間から自治体に至るまで様々な団体が動いたことは、長野県内における農家の収入の減退がかなり大規模であったことを示している。信濃毎日新聞では被害後わずか二週間前後の期間の内に、霜害による経済打撃によって自殺者が出たという報道も複数なされた²¹。多くの世帯では6月末納期の県税家屋税が納付できないとして、救済策としてその延納を直接県に要求する自治体・農会・養蚕組合・産業組合の代表団も現れた。

更級郡の霜害救済に関し同郡町村長会長…同郡農会長…養蚕組合連合会長…産業組合連合会長…の四氏は十七日…県牛島内務部長に会見の上、救済資金としての低資融通方及び六月三十日徴収の家屋税を九月末日まで徴収方延期されたしと陳情…
…霜害のため春蚕は飼育できず…到底家屋税の完納は望まれない、従って秋蚕上りの九月まで延期されたいといふのであって、右の処置は低利資金の融通などよりはむしろ救済策としては機宜の処置であるといはれている

こうした要請に対し、当初県庁側は県の金庫にも資金が欠乏していることから納付延期を

¹⁷長野県庁文書、農商課『昭和二年度果樹霜害低資貸付関係』所収、長野県庁袴田技手「農甲発第一五九号 農作物の霜害対応策に関する件」1927年5月13日作成14日施行、郡市・町村農会長、自治体長宛の善後策・調査に関する通達草案。長野県立農事試験場「凍害調査報告の件」長野県庁宛、1927年5月14日。長野県立農事試験場「甲第四〇号」各市郡農会長宛、1927年5月16日。

¹⁸長野県庁文書、農商課『昭和二年度果樹霜害低資貸付関係』所収、宮沢主任「果樹霜害に関する件報告」農林・大蔵・内務大臣宛、1927年5月16日作成18日施行。

¹⁹「霜害対策を叫んでけふ研究大会 全県よりの出席者実に一千二百余名一満堂命懸けで善後策を講ず」「論議愈日々熱す霜害研究大会一更に養蚕業大会に移り決議案及陳情書を作成す」『信濃毎日新聞』1927年5月20日

²⁰「知事を会長に霜害委員会一善後策研究に決る」『信濃毎日新聞』1927年5月20日

²¹『信濃毎日新聞』1927年5月13日～6月1日の間

ためらっていたが²²、最終的には5月27日、県庁は県税家屋税の納期を延期し、応急的な救済措置を行った²³。5月21日までは長野県農会による郡市別の被害状況報告が暫定的にまとめられ²⁴、同様の被害を受けた他県にも先立って長野県が具体的な救済措置を要請していることが確認された²⁵。

だが既に長野県内では、たとえ大蔵省預金部資金が供給されたとしても「融通時期は八月にはならう」と予測されており、それでは「急場の金」として必要な現場の緊急資金需要に応えられないのではないかという懸念があった²⁶。もとより五月は春蚕育成開始期であるため、多くの農家は既に肥料代や蚕種代などの購入のために養蚕用の負債を抱え手持ち現金の払底している時期だった。本来であればこれらの負債は春繭の売上代金によって夏までに返済される手筈であり²⁷、自給不可能な食料の購入費用などもそれで賄われるはずだったのである。

こうした中、5月21日に、長野県信用組合連合会、すなわち産業組合の長野県における中核組織が組合員に対して応急資金貸付を行うことを決定したことは、県内の危機に陥った農家の救済に大きな意味を持ったと考えられる。

過半の大霜害に対し本県信用組合連合会ではいち早く応急救済資金即稚蚕飼育桑購入・新規蚕種購入・応急桑園追肥等に要する資金を所属組合に融通するに決し、二十一日午前…協議の結果愈々即日二十一日より応急資金の貸出をなすに決定した。借入要求額多額の場合は到底連合会の自己資金だけでは不足であるから、中央金庫からも借入れることとし、深井会長上京して交渉した結果快諾を得たので、信連の自己資金と合せ相当豊富なる資金を融通し得ることとなった。而してその利率は日歩二銭一厘(七分六厘)と決定し、平時の貸出利率二銭四厘(八分七厘)より日歩に於て三厘、年利…一分一厘の低利で貸出、所属組合は日歩二銭四厘以内の利率で組合員に貸すこと…貸出期間は五

²² 「霜害で家屋税の納入延期を希望一先づ更級から出県陳情」『信濃毎日新聞』1927年5月18日

²³ 『信濃毎日新聞』1927年5月27日。

²⁴ 「大霜害郡市別調査一総額百二十一万九千円」『信濃毎日新聞』1927年5月21日

²⁵ 「融通額は二、三百万円程度か」『信濃毎日新聞』1927年5月21日

²⁶ 「霜害地の急場を救ふ信連の貸出し始まる一中央金庫の応援を得てけふから日歩二銭一厘で融通」『信濃毎日新聞』一面、1927年5月22日。「急場の金」は、借り入れた運転資金(肥料代・蚕種代等)の返済資金・新規運転資金(既に存在する稚蚕の育成のための桑購入費用(県内の被害軽微地域または県外から)、追加肥料代等)・生活費用(食料等)というように、内訳は不明だが農家の経営状態によって様々な需要を指していた。なお、長野県では米作地が相対的に少なく、農家であっても食料としての米を購入することは地域にもよるが一般的に行われていた。

²⁷ 養蚕家の多い地域では、産業組合からの組合員の資金借入のピークは、2～3月である。田中光「近代日本の地域経済発展と産業組合一長野県小県郡和村の事例一」『経営史学』第46巻第4号、2012年3月。

月廿日より六月三十日までで償還は六カ月以内と決定した…²⁸

このようにこの救済措置にあたって個々の産業組合は、県内の信用組合連合会からだけでなく、産業組合中央金庫からの支援も仰ぐことができるようになっていた。1914年第一次世界大戦勃発時には資金の融通を頼るべき中央機関を持たず、まだ県内でのその連携もさほど強くなかった産業組合は、金融恐慌期までには各地に点在する個々の組合を繋ぎ、それを統合する組織を機能させるようになっていたことがわかる。長野県内における危機対応は、中央からの対応を待ちながらも、1914年の危機対処と比べてもより連携が繋がり組織化され、それ故に大規模なものになっていた。

2-2 預金部による救済資金の供給と県レベルでのその配分

このように県内でまず緊急の救済措置が早急に行われていた一方で、この被害に対し大蔵省預金部資金が救済融資の供給を決定したのは、運用委員会が開催された7月13日だった。最終的に確定した被害の範囲は一府六県(福島・栃木・群馬・山梨・長野・岐阜・岡山・東京)におよび、被害桑園は約7万町(20万町中)、桑葉損害見積 約18百万円、収繭減少見積高約28百万円という被害見積となった。(表4-1) なお、この内長野県の被害は、4万6千町(6万4千町中)、桑被害が11百万円、繭減少見積高が16百万円となっており、全体の被害の過半を占めた²⁹。(表4-2)

表4-1 1927年霜害による桑園被害状況

	桑園総反別 (町)	被害反別 (町)	同上収穫皆無 換算反別(町)	桑葉損害 見積高(円)	収繭減少 見積高(円)
長野	64107.6	46443.9	33976.1	10804713	16046968
計	206552.7	70534.3	50679	18239249	27973207

出典) 大蔵省預金局『預金部資金運用委員会(第十六回会議)議事録』(1927年)より一部転載

表4-2 霜害対策低利資金要求額

	府県要求額			農林省査定額		
	桑	その他	計	桑	その他	計
長野	6,150,000	350,000	6,500,000	6,150,000	350,000	6,500,000
計	13,203,179	1,156,688	14,359,867	10,340,325	856,810	11,197,135

(単位・円)

出典) 大蔵省預金局『預金部資金運用委員会(第十六回会議)議事録』より一部転載

²⁸ 「霜害地の急場を救ふ信連の貸出し始まる—中央金庫の応援を得てけふから日歩二銭一厘で融通」『信濃毎日新聞』一面、1927年5月22日

²⁹ 大蔵省預金局『預金部資金運用委員会(第十六回会議)議事録』1927年7月13日。

救済資金の割当は、それ以前の霜害被害時の救済例³⁰に従い、預金部の時点では「収穫の皆無の段別に対しまして、一町当たり約百円の計算」で算出された。それに加え、桑改植という新規事業を想定し、「改植を要しまする畑に付きまして、一段当り四十円だけを計上」している³¹。これは実際に改植が必要な激甚被害が存在したことも確かだが、資金供給量総額を増加させるためでもあったと考えられる。こうした計算の結果、各県の資金要請をまとめた農林省の要求額約 1120 万円に対し、最終的には 833 万円の預金部資金が救済資金として投入されることとなった。

議案第一号 雹霜害救済資金融通の件

昭和二年四月乃至六月に於ける福島、栃木、群馬、東京、山梨、長野、岐阜、岡山の各府県の雹霜害に対する救済資金に充てしむる為預金部より日本勧業銀行、被害地農工銀行及産業組合中央金庫に対し左記条件を以て総額八百三十三万円を融通すること

一、融通の形式 勧業債券、農工債券及産業債券の引受に依る

二、融通利率 預金部の債券引受利率は年四分八厘、日本勧業銀行、農工銀行及産業組合中央金庫の貸付利率は年五分四厘以内とす

償還期限 桑樹改植資金は五ヶ年以内、その他の資金は二ヶ年以内とす³²

直近の 1926 年の長野を含む六県の広範囲霜害への救済融資 120 万円（農工債券引受中心）と比べ、1927 年のこの融資は相対的に大規模融資となった³³。なお長野県は要求額 650 万円に対して、530 万円が供給決定となった³⁴。

具体的融資経路としては、従来の特別資金の供給に見られるように、日本勧業銀行・各県の農工銀行を通じる方法が主に取られたが、長野県については新たなルートの可能性が設定された。それは産業組合中央金庫を経由するルートだった。「従来のは総て農工銀行に対する金融でありましたが…長野県に於きましては産業組合が全国に於てもっとも発達して居

³⁰ 直近では 1924 年・1926 年にも相対的に小規模だが預金部から霜害救済資金が支出された。1924 年の救済融資は預金部改革以前のため運用委員会がなく、議事録がない。1926 年の霜害救済融資は預金部資金運用委員会第十回において可決されている。

³¹ 大蔵省預金局『預金部資金運用委員会（第十六回会議）議事録』16 頁

³² 大蔵省預金局『預金部資金運用委員会（第十六回会議）議事録』

³³ 『預金部資金運用委員会（第十六回会議）議事録』

³⁴ 大蔵省預金局『預金部資金運用委員会（第十六回会議）議事録』利率は預金部引受利率 4.8% で、勧銀・農工銀・中央金庫からの貸付利率は 5.4% 以内とされた。なお参考までに他県への資金割当は、福島県 130,000 円、栃木県 50,000 円、群馬県 1,430,000 円、東京府 250,000 円、山梨県 80,000 円、岐阜県 670,000 円、岡山県 420,000 円である。

る地方」であることから、勸銀系列ではない新たな資金供給ルートの作成が試みられたのである。産業組合中央金庫への預金部資金供給の端緒は 1925 年であり、既に 1927 年 5 月の霜害以前の段階でも金融恐慌の対策の一環として 1000 万円が供給されていたが、災害など緊急時の預金部特別資金の枠組内で中央金庫が直接利用されたのはこれが初だった³⁵。

なぜ農工銀行経由で産業組合に貸し付けるといふ資金ルートも存在したにも関わらず、産業組合中央金庫を通じるといふルートが新たに模索されたのか。そこには、農工銀行を経由して低利資金を供給する場合、融資対象は当時でも産業組合・十人以上団体（無担保）または有担保の個人に限られ、かつその手続きが煩雑であることが知られ、貸付先も選択的であるという悪評を得ているという事情が存在した。1927 年のこの場合にも、預金部資金供給決定以前に既に、もし農工銀行を経由して資金が供給されたなら生じるであろうとされた弊害について論じる記事が長野県内では掲載されていた。

霜害救済資金の供給方につき本県産業組合支会では活動中で、県下組合をして所属組合員に門戸を解放しこの際能ふ限り容易な方法で非常貸出しをさせている…桑、肥料その他の当面の資金供給を目的として非常貸出であるが、更に根本策としての救済資金については政府に申請すべく…ただいま取り急ぎしている。この政府より融通をうける低利資金の貸付方法は従来農工銀行の手を通じて頗るやかましい貸付方法をとるばかりかその貸付の実例をみると農村中産以上の者に貸付けられて、霜害のため真剣に困る中産以下の小産階級の人々にはこの融通資金が殆ど貸付けられぬ実情にあるので、かくては融通の趣旨がはき違ひられることであるからといふので、今度は小産階級に向って融通貸付をなすべく、信用組合連合会乃至中央金庫代理部を経て貸付けることとしその貸付方法も極めて容易の方法をとらしめやうと県では講究を進めている³⁶

産業組合の系列のみを経由して救済融資を行えば、農工銀行を経由するルートと比べ低所得者を含めた層まで救済対象を広げることと救済手続きの簡便化が可能であろうとの期待が、地域経済の現場には存在していたのである。こうした期待が地域からかけられていたことが、長野県のみの実験的なものながらこの救済融資の際に、産業組合中央金庫を経由して緊急時に預金部資金を供給するという新たなルートの構築を大蔵省が設定した要因であったと考えられる。

この決定を受けて、8 月 4 日には農林省農務局・大蔵省預金部から融資条件に関する詳細が長野県庁に送られた。8 月 2 日には長野県庁側で、市町村別に預金部資金の割り振りが決

³⁵農林中央金庫『産業組合中央金庫史』1944 年、142 頁、大蔵省理財局資金課『大蔵省預金部史—草創時代ヨリ昭和十六年ニ至ル—』初版 1941 年謄写版、1964 年再版、414 頁、423～432 頁。なお、この霜害救済資金の内では 260 万円分が中央金庫を経由した。

³⁶「無産者へもどしどし霜害の救済資金—貸付方法もぐんとお手軽に—政府へ申請を急ぐ」『信濃毎日新聞』1927 年 5 月 17 日

定されている³⁷。また、1914年の救済と同様、県庁側では既に6月29日付の「農甲発第二〇一号」によって、各市町村レベルで申込希望者を調査し、県内資金需要をとりまとめている³⁸。当時長野県庁がこの資金割り振りのために作成したと思われる『霜害低利資金貸付方法草案』には、県レベルで支給が決定した救済資金の配分方法が書かれている。

霜害低利資金配当法

- 一、低利資金貸付予定額は市町村を単位として之を配当す
- 二、低利資金貸付予定額は左記に依り之を算定す
 - イ、市町村別収穫皆無換算反別を更らに被害の程度に依り査定したるものを被害実反別として之れに低利資金総額の七割を配当す
 - ロ、市町村別春蚕繭減少額に低利資金総額の三割を配当す…
- 三、低利資金の長期と短期とは大蔵省預金部の指定金額の率に依るものとする
- 四、農工銀行、信用組合との供給区別は市町村毎に之を協定す（県及農工銀行・信用組合連合会会合の上）…³⁹

このように、各自治体への資金配当は報告された被害状況を基準として、県側がその下の自治体別に分配額を策定していた。各自治体に配分された資金が農工銀行あるいは産業組合のどちらからどれだけ供給されるか、その内訳は別途、農工銀と長野信連の間の交渉で決定された。霜害被害が全県に及んでいたことが前提にあるとはいえ、1914年という戦前の救済融資の場合に比して、市町村別に供給金額が決定されていることから、より広範囲に一律な基準で資金が供給されるようになっていくことがわかる。なお、低利融資の短期・長期の差は、預金部で決定された通常の被害復旧資金と改植資金の分類の差だが、県庁レベルでは既に事業内容の別についてはさほど重要視されていないことがわかる。

個々の産業組合は地域組織であり、ほとんどが自治体または部落単位で設立されたものであるため、市町村別に金額を分配しその内の産業組合取り扱い金額を指定することは同時に、産業組合中央金庫からその地域の産業組合に供給する金額を決定することになったと考えられる。もっとも実際に霜害により危機に陥った農家が、加盟する産業組合から資金融通を受ける場合、先程見たように長野県内では既に五月中の段階から救済資金を受けられるようになっていた。預金部資金供給決定後は改めて「霜害対策資金」として低利融資を組合に申請できたことになる。

³⁷長野県庁文書、農商課『昭和二年度果樹霜害低資貸付関係』所収、「果樹霜害低利資金貸付金第一案の通決定相成可然哉」1927年8月2日。

³⁸長野県庁文書、農商課『昭和二年度果樹霜害低資貸付関係』所収、「昭和二年霜害低利資金借入案」1927年8月4日。

³⁹長野県庁文書、農商課『昭和二年度果樹霜害低資貸付関係』所収、作成月日不明

このように 1927 年の救済融資にあたっては、長野県では勸銀・農工銀による従来からの預金部資金供給ルートと、産業組合とその系統を利用した新たな資金供給ルートが存在した。次節ではこれらが具体的にはどのように個々の地域に供給され、その地域社会に影響を及ぼしたのかを見ていく。

第三節 長野県内における具体的融資状況—個別事例の検討

3-1 産業組合を通じた救済融資の流通—小県郡和村の場合

まず、別稿でその産業組合の創立期を分析した小県郡和村の場合を確認する⁴⁰。和村の組合は 1903 年と早期に産業組合が設立されており、県レベルでの連合会にはその創立から参加しており⁴¹、1910 年には表彰を受ける⁴²など産業組合中央会との連絡も密接だった。したがって、産業組合の存在とその系統融資との結びつきがその地域経済の金融状況にどのような影響を及ぼしたのかを、この事例からは見ることができると考えられる。

まず、1927 年の危機は霜害という天変地異によって引き起こされたものであるため、小県の被害状況を確認する。

希有の凍害に見舞はれた信州に全く天恵的に救はれた上田市と之に隣接する塩尻、神川、和、豊里があるこれの方面は殆んど被害なく、真黒の桑園地帯の内に独り青々と其霜害後の降雨に伸長の度を加へて居る小県、蚕種の中心地とする同地方の被害絶無は、目の前に増加を見込まれている夏秋蚕種並に春蚕種として優良蚕種を供給し得る点に於て好都合と見るべきである…⁴³

これが 5 月 17 日の小県郡の状況である。このように、小県郡は県内では霜害直後には、「桑園凍害程度も比較的軽かった」という評価を受けていた。もっとも、それでも 5 月 18 日の時点で春繭の収穫予想は例年の三割減⁴⁴という見込となっている。しかしながら霜害が近隣と比して少なかった分、害虫が周辺から集まりその被害が集中した⁴⁵。こうした状況を受けて 5 月 21 日の時点で小県郡農会は「霜害に伴ふ救済資金問題に関しては…出来るだけ多額を借入れることとした」⁴⁶決定を行っている。また、産業組合の小県部会も低利資金の申込に動きだしていた。

⁴⁰田中光「近代日本の地域経済発展と産業組合—長野県小県郡和村の事例—」『経営史学』第 46 巻第 4 号（2012 年 3 月）

⁴¹ 産業組合中央会長野支会の設立は 1906 年。全国農業協同組合中央会『産業組合中央会史』1988 年、29 頁。和産業組合は初期加盟組合の一つだった。「大日本産業組合中央会長野支会役員及会員名簿」（1906 年か）和産業組合『明治三十六年三月創立 雑書類綴込』所収

⁴² 産業組合中央会『第二次表彰産業組合』1911 年

⁴³ 「桑はあれども蠅蛆が恐しい—上田地方蚕種家」『信濃毎日新聞』1927 年 5 月 17 日

⁴⁴ 「小県収繭予想—約三割減か」『信濃毎日新聞』1927 年 5 月 18 日

⁴⁵ 「小県では害虫集中」『信濃毎日新聞』1927 年 5 月 21 日

⁴⁶ 「小県郡農総会」『信濃毎日新聞』1927 年 5 月 21 日

小県郡内各町村産業組合では今回の凍害に伴ふ低利資金は総体で三十万円内外の申し込みをする見込みらしいが、要求額ほどの割前があるとは予想を許されないので、小県部会でも各町村の案配法に今から頭痛…しかして産組の意向としては該資金の配給を受けるまでの間は系統機関である信用組合連合会を特に利用して組合員救済の一緊急策とす可く、本借入金は低利資金の配給と同時に借替へするものであるが、信連当局でも本問題に関しては先頃から尽力しつつあるといふ⁴⁷

この時点では預金部資金が産業組合中央金庫を経由して産業組合に供給される決定はなされていなかったため、低利資金の供給は農工銀行から受けることを長野県内の信用組合連合は想定していたと考えられる。しかしながら中央金庫からの供給が期待できなくとも、既に県レベル・郡レベルの産業組合の連合組織が、危機にある現場まである程度の緊急資金を供給するバッファの機能を持つようになっていたことがわかる。

なお、最終的に長野県が作成した県内の被害調査のまとめでは、全県平均の「春蚕収繭減少割合」が 42.5%、「対春蚕全桑園同全減換算割合」60%に対し、小県はそれぞれ 39%、62%⁴⁸となっており、小県の被害が県内で軽微だったとは言いきれない状態にあった。

こうした中で、1927年時点での和村の産業組合の状況はどのようなものだったのか。まず和村の場合、1927年時点で組合員数は753人（全村戸数710）と、全村加盟がほぼ実現している状態にあった⁴⁹。次にその営業報告書からこの年度の事業の概況を確認する。

本事業年度の概況を述べれば年初に於ては世は諒闇に鎖され人気鬱屈し諸商況以前振はず不景気を以て経過し時に生糸下落の為め製糸家は再び損失を重ね、惹へて養蚕家の意気を阻喪せしめ、労銀肥料其他諸物価漸落し金融沈滞財界險悪の暗流漸く漲り三、四月の交都市財界の危急に瀕するや本県下は比較的休業銀行と取引関係薄く且つ金融の情勢上直接顕著なる苦痛を感じざりしが、唯支払猶予令施行後、各銀行は準備金を増加し警戒に努めたる結果、一時金融の梗塞甚しかりしも、本組合にありては常に産業組合中央金庫並に県信用組合連合会と密接の連絡を保ち、産業上必要なる資金は勿論経済上資金に至るまで、何等の渋滞なく其需要を充たすことを得たり。然るに五月十二日希有の凍霜害あり、県下桑園の大部分を焦黒化し、之れが為め養蚕の掃立激減し且つ繭価は前年に比し二、三割低く、農家春蚕の収入殆んど半減し人気頓に萎縮し農村経済は頗る窮状に陥り、県税の徴収延期せられ霜害応急資金を政府に仰ぐに至れり…⁵⁰

⁴⁷ 「小県各産組の凍害資金三十万円内外」『信濃毎日新聞』1927年5月21日

⁴⁸ 長野県庁文書、農商課『昭和二年度果樹霜害低資貸付関係』所収、作成月日不明

⁴⁹ 和村誌編集委員会『和村誌現代編』1963年、172頁

⁵⁰ 有限責任和信用販売購買組合『第二十五年度事業報告書』1927年度版

このように、営業報告書によれば「本事業年度の概況…不景気を以て経過し…支払猶予令施行後、各銀行は準備金を増加し警戒に努めたる結果、一時金融の梗塞甚し」い状況にあったとし、金融恐慌の影響を指摘している。なお霜害に関しては、和産業組合は6月3日には「凍霜害被害程度表」を産業組合小県部会へ提出している。

「五月十二日希有の凍霜害あり、県下桑園の大部分を焦黒化し、…農家春蚕の収入殆んど半減し人気頓に萎縮し農村経済は頗る窮状に陥り、県税の徴収延期せられ霜害応急資金を政府に仰ぐに至れり」と書かれているところから、前節で確認した県税納期の延期が救済措置として機能したことも示されている。もっとも「本組合にありては、常に産業組合中央金庫並に県信用組合連合会と密接の連絡を保ち、産業上必要なる資金は勿論経済上資金に至るまで、何等の渋滞なく其需要を充たすことを得たり」と書かれ、県レベルの信用組合連合会および産業組合中央会という、産業組合の系統金融との繋がりが和産業組合とその組合員にとって大きな意味を持っていたことがわかる。

それではこうした系統融資のネットワークとの繋がりは、和産業組合の信用業務にどのような意味を持っていたのか。1927年度の和産業組合の貸付の融資目的を見ると、総貸付件数1808件の内、「霜害資金」の名目で貸し付けられているものは48件に留まったことがわかる。(表4-3)しかし、肥料購入・養蚕資金・桑園改良・旧債償還・経済資金(生活資金)といった他の名目で約1300件の貸付があるため、これらの正確な貸付時期は不明だが、預金部の救済融資が七月に供給決定される以前から、同組合は組合員に自己資金および産業組合中央金庫経由で事実上の救済融資を供給していたものと考えられる。

表4-3 1927年度和産業組合貸付用途内訳

用途	肥料 購入	養蚕 資金	桑園 改良	桑苗 養成	土地 購入	旧債 償還	家屋 補修	山林 購入	営業 資金	経済 資金	霜害 資金	養蚕 応急資金	合計
貸付金額 (円)	105683	26001	13875	3725	32275	85315	27919	10847	29595	34625	17953	6531	401307
貸付件数	482	252	80	30	50	295	67	49	59	167	48	49	1808

*一部の項目を省略したため合計は上記項目の総計と一致しない

資料) 有限責任和信用販売購買組合『第二十五年度事業報告書』1927年度版

何よりこの年の貸付利率が通常10%、最高10.8%に対し最低5.5%であったことは⁵¹、産業組合中央金庫が霜害対策としての預金部資金を加盟組合に供給する際の利率が5.4%以内と規定されていたことからすると、和産業組合の最低利率貸付の貸付はこの低利資金融資の一環と考えられ、預金部資金がこの地域の現場まで巡ってきたことを示している。なお、

⁵¹ 有限責任和信用販売購買組合『第二十五年度事業報告書』1927年度版

これらの貸付は基本的に産業組合から組合員個人、つまり個別世帯に対して行われた⁵²。

こうした和産業組合の事例からは、産業組合が地域社会の中に存在し、その組合が系統金融のルートと連携していた場合の、戦間期における救済融資のシステムを読み取ることができる。産業組合経由の融資の場合、地域経済の緊急時には、まず急場の臨時資金を産業組合が自己余裕金で各農家に資金を供給した。個々の産業組合で不足する運転資金は産業組合の連合会、更には中央金庫からの融通で追加的に融通を受けることが可能だった。

末端の産業組合の経営にとってみれば、たとえ組合が必要資金を他の外部から借り入れることができたとしても、系統金融のネットワークと連携することで市場金利よりも相対的に低利な預金部の資金を確保することができたことは、その経営にとって有利であったと考えられる。預金部系列の融資による低利資金で、組合の資金を置換することによって、その営業を安定させることが可能となる。銀行とは異なるこの金融的ネットワークの存在は、当時の産業組合の発展から見ても、恐慌や不況の続く経済的に不安定なこの時期には、地域経済を金融的に安定させる機能がある程度持ったと考えられるのである。

3-2 下伊那郡清内路村の場合

それでは産業組合の機能が弱い地域では、この救済融資の資金はどのように供給されたのか。長野県は産業組合の発達が全国でもっとも著しい県ではあったが、例外は存在する。たとえば下伊那郡の清内路村では、1937年に至るまで産業組合が設立されなかった⁵³。そのため、1927年の霜害で七月に国から県別に配分された救済資金は、県庁によって更に清内路村に、全額が農工銀行取扱として割り当てられた。割当金額は19000円だったが、これを受けて清内路村では8月7日に村役場から村民に宛てた救済資金に関する書類が作成されている。その貸付関係の記述は、清内路村には該当者のいない項目に関する説明も含むため、県からの書類の写しであると考えられる。

資金貸付条件

一、貸付期間

長期五ヶ年以内定期（被害桑園改植資金）

短期二ヶ年以内定期（肥料・蚕種購入資金 果樹園資金）

二、資金割当の標準

被害桑園一反歩に対し

⁵² 和産業組合の帳簿を見ると、ほとんどの貸付が団体単位でなく個人宛に行われたことがわかる。残念ながら1927年度の帳簿は現存しないが、他の年度で預金部系統資金を借り入れた際にも、組合は個人宛に貸し出している。この年度も、個別世帯へ貸し付けられたと考えられる。

⁵³ 清内路村『清内路村誌 下巻』1982年、240頁。

肥料購入の分 金五円以内
蚕種購入の分 金二円以内
桑園改植の分 金五十円以内

三、利率は年利五分四厘とす

四、農工銀行経由の本資金貸付先は可成養蚕組合及之に準ずる団体を基礎とし、其団体内中の被害者十名以上に（可成二十名以上）の連帯たらしむること、但し果樹被害者は此の限りにあらず

五、本資金貸付の手続は別紙長野県信用組合連合会並に長野農工銀行の示す所によること、但し長野農工銀行の分は直接同行より送付す…

霜害救済資金償還方法

一、霜害救済資金に関しては之が借受たる養蚕組合農家組合及之に準ずる団体信用組合若は資金借入の為特に組織したる団体に左記事項を行はしむること

（一）各組合に於て組合員全部が毎年生産する蚕繭総額に対し一貫に付金二十銭の割合を以て據金し（昭和三年春蚕より）之を組合の共同貯金として蓄積すること

（二）組合は共同貯金を以て救済資金の利払ひ及元金の償還を行ふこと

（三）組合は救済資金償還後に於ても一定年度（昭和十二年迄）共同貯金を継続すること

（四）共同貯金を以て将来の霜害、雹害、旱害其他の災害又は違蚕等による損害の補填或は相互救済の方法を講ずること

（五）糸価の変動により惹起する繭価の低落に対し之が損害の補填又は繭価調節の資金に備ふること…⁵⁴

この書類からわかるように、産業組合によって個別世帯に資金が供給されない場合、農工銀行を通じて個別の申込者（十人以上の団体など）に貸し付けられる手筈であることがわかる。県庁・農工銀行は、この場合貸付先となる団体として養蚕組合のような類を想定しており、各村内社会は産業組合でなくとも、何らかの繋がりを持つ組織を内包しそれによって構成されていると考えられていたことがわかる。

清内路村ではこうした政策的救済の受け皿となることができたのは、基本的には近世来の地域組織だった。この資金の供給にあたって、清内路村内では個別の申込主体が農工銀行に申し込む前に、村内協議が設けられ、そこで既存の地域団体あるいは農家組合が申込主体となることが定められ、その団体単位での分配額が決定された。

協議事項

⁵⁴ 清内路村役場「農第一五四号 霜害救済資金貸付額に関する件」1927年8月7日、清内路郵便局所蔵文書や17所収

一、霜害救済資金配当額決定に関する件

霜害救済資金一万九千九百円の配当を受けたるに付、之を下清内路区へ金一万円・上清内路区へ金九千九百円を配当し借入を為すの可否

二、借入方法は十人以上の無担保なるが故に、農家組合と従来組合と組合員が同一なる場合は其の組合に依るを可とするも、然らざるを組合に於ては農家組合に依るか若くは従来組合員中借入資格を有するものを以て組織するか何れを可とす

三、各組合へ配分金額決定に関する標準方法

(イ) 二割を戸数へ配当すること

(ロ) 八割は戸数割負課額及所有地価金に配当すること

(ハ) 前項配分金の内、五分は現金交付とし五分は現品(米麦共同購入を為し)交付とするの可否

四、資力充実者の資金借入制限方法に関する件 資力充実者にして本資金の借入を要する者は当該組合の配当金額を借入人を以て除したる、即ち平等額以内に止め、可成資力薄弱なる者を救済する方法を講ずるの可否

五、資金償還方法に関する件 資金償還方法に関しては其の筋よりの示す処に依れば各組合員に於て組合員全部が毎年生産する蚕繭総額に対し、一貫当たり金二十銭の割合を以て據金し(昭和三年春蚕より)之を組合の共同貯金として蓄積すれば償還上支障なきに付、之が実行方奨励する処なれば、此の方法を適用せられたし…

共同貯蓄組規約準則(雛型・引用者注)

第一条 本組合は(上下)清内路何組共同貯蓄組合と称し事務を組長宅に置く

第二条 本組合は従来組合中農会員の資格を有する者を以て組織す…

第五条 本組合員の貯金…は毎年其の都度確實なる銀行若し郵便局に預け入通帳は組長之を保管するものとす…⁵⁵

ここで融資を申請する主な主体となると想定された「組合」は、清内路村に近世期から存在する地縁集団だった⁵⁶。救済融資は組合ごとに配分され、その配分は、「二割を戸数へ配当」し、「八割は戸数割負課額及所有地価金に配当」とされた。組合の中では「資力充実者」に資金借入制限が設けられ、組合単位の割当を組合内人数で割ったものを超えない範囲の供給とされ、組合内でも突出した差が生じないように定められた。

「組合」が申請し借り入れる金額は、産業組合から借り入れる場合のように個人が個別の資金需要に応じて申し込みそれに応じて供給されるものではなく、村内の協議段階であらかじめ組合ごとに融資額が決定していた。その下の個人単位となる組合内での配当についても、

⁵⁵清内路村役場「協議事項」、1927年8月作成か、清内路郵便局所蔵文書や17所収。

⁵⁶坂口正彦「部落有財産不統一町村の展開と帰結—大正～昭和戦時期長野県下伊那郡清内路村の事例—」(2011年11月国史学会例会報告)

一世帯あたりの金額の差額が大きくなるように調整されていた。また、その内半分は現金ではなく、共同購入による米麦の現品交付となった可能性があり、「融資」とは言うものの近代的な金銭関係のみが想定されていたわけではない点も、金銭による救済が前提となっている産業組合経由の救済融資と一線を画している。

近世来の部落間で金額をまず分配し、貧困者に重点を置きつつも一律に救済資金を給付しようとする姿勢も含め、産業組合の設立されていない清内路村では、天保13年(1842年)には既に見られた「御勝手御逼迫の御中より月々米拾俵程宛御救いとして拝借仰付けられ候…村方において実に困窮の者取調べ人別に応じ拝借致させ申す」⁵⁷といった、村方が領主など外部から借り入れた資金を取調べの上で村内に配分するという近世来の飢饉対処システムが、まだ機能していたと見ることができる。

しかしこの救済融資によって、清内路村内の地縁集団は、県庁と農工銀行を通じて預金部資金のシステムと結びついた。また、この救済融資は共同貯蓄組合を形成する事を奨励したため、郵便貯金の形成主体としても地域集団は再登場することになりえた。実際、清内路村で1927年の救済融資を申請し、下清内路市場共同貯蓄組合という共同貯蓄組合を形成した13人の集団は、所得分布もばらばらな集団であったが地縁集団としてまとまっており、1200円をこの緊急融資で借り受けた上で、郵便貯金に規約貯金をした⁵⁸。

なおこの集団は後に1931年預金部から失業救済臨時対策低利資金が供給された際も、事業主体団体として資金融通を申請した。この失業対策資金供給の際は、清内路村には桑改植資金に9100円、開墾資金に3500円の割当があった。この融資の場合は、災害復旧という政策的性質を持たなかったという面もあるとはいえ、1927年のように組合ごとへの割当、つまりほぼ全村への村レベルでの配分決定は行われなかった。「資金貸付は小開墾、改植、何れも十人以上連帯者にして事業施行可能と認むる者」に行われるとされ、村は上下部落それぞれの中での人数制限と、「各組に対する金額の配当標準は村戸数割其の級に依る」という申込団体決定後の金額配分を行うに止まった。申込金額そのものは各団体が自由に設定する事はできないままだったが、資金融通を申し込むかどうかは、村内の各団体に委ねられた⁵⁹。こうした新たな預金部資金への申込にあたって、1927年の災害対策を機に編成されなおした組織が、改めて現場での受け皿となったのである。

こうした大蔵省預金部資金からの融資経験の後、1937年には清内路村にも産業組合が設

⁵⁷ 清内路村土佐屋文書、清内路村『清内路村誌 上巻』1982年、432頁。

⁵⁸ 原厘三・野村藤二ほか12名「金円借用証書(霜害対策資金)」1927年8月27日、下清内路市場共同貯蓄組合「貯蓄組規約」1928年1月、清内路郵便局所蔵文書や17所収。「市場」は下清内路区内の地名であり、これが「組合」の名となったと考えられる。

⁵⁹ 清内路村役場「失業救済臨時対策低利資金貸付に関する1月12日村会決議事項」1928年1月12日か、清内路郵便局所蔵文書や17所収。資金割当人数は結局予定より増やされたが申込数はそれを更に上回っており、村会で申込者が絞り込まれたと考えられる。

立された。清内路村の事例からは、自治体内に存在していた、行政とは従来関係を直接持たなかった住民組織も、預金部という金融を通じて行政に捕捉され、預金部に連なる金融ルートに接続されていった過程が見える。

第四節 小括

戦間期に経済的な背景が変化した中で、第一次世界大戦以前にその概略が形成された、大蔵省預金部資金を基盤とした大衆資金運用システムはいかに機能したのか、それが本稿の課題だった。制度の運用理念や実質的な運用主体そのものは、1925年の預金部改革を経ても変更されることはなく、むしろ戦間期の不況期にはその地方還元機能に注目が集められたことは冒頭で述べた通りである。

戦間期まで、大蔵省預金部資金の地方還元においては、とりわけ特別資金枠においてその経路機関として日本勸業銀行および各県の農工銀行が主に用いられてきた⁶⁰。しかしながら戦間期においては勸銀・農工銀の審査の厳格性が、資金的余裕のある上層部以外への貸付を困難にし⁶¹、逆に地域経済の資金需要を満たしきれない状況も発生した。これに対して、その普及率を全国的に上げてきた産業組合は、1923年に1906年以来の念願であったその中央機関を設立した。産業組合中央金庫は産業組合間の資金融通を行う調整役としての産業組合中央金庫を設立し、その設立時から預金部による発行債引受を視野に入れるなど、預金部との連携を視野に入れてきた⁶²。

地域金融の担い手として各地に個別に展開してきた産業組合は、戦間期までにその県レベルの組織を発展させつつ、中央金庫の設立により系統金融と呼ばれる金融的な組織化を制度上まず整えた⁶³。しかしこの系統金融の機構が、緊急時を含む預金部との連携を整えるには、本稿で見たように1927年の恐慌中に起きた災害救済の機会を待つことになった。本稿で確認したように1927年に長野県を試験台として、初めて預金部と中央金庫の緊急時の連携が行われたが、これ以後預金部の特別資金が中央金庫を経由することは、勸銀・農工銀のルートと同じく慣例化したのである⁶⁴。

こうして、本稿でその端緒を見てきたように、産業組合は戦間期までに既にある程度組織化を試みていたが、金融恐慌期に預金部からの救済資金の供給ルートを構築していくことで、系統金融の仕組みを更に展開させた。こうした資金ルートの存在は、それまで産業組合の設立とは無縁だった地域にもその形成を促し、戦間期を通じた産業組合の普及と発達を促進した。1930年代にはこのルートは預金部を含めなくても含めなくとも積極的に用いられ、先行研

⁶⁰ 齊藤仁「特殊銀行」、渡辺佐平他編『現代日本産業発達史 26 巻 銀行』

⁶¹ 植田欣次『日本不動産金融史—都市農工銀行の歴史的意義』2011年、学術出版会。

⁶² 大門正克「戦前日本における系統産業組合金融の歴史的役割—階層・地域間調節・国債消化—」、篠浦光『農村協同組合の展開過程』1972年、亜紀書房、75頁。

⁶³ 浅井良夫「独占確立期の金融構造」石井寛治他『近代日本経済史を学ぶ 下』1977年、有斐閣、114頁

⁶⁴ 『大蔵省預金部史』423～438頁

究の示す産業組合系統金融の発達をもたらし、その中で預金部は第二の中央銀行とさえ評価される機能を果たすようになったと考えられる。

預金部を基盤とした大衆資金運用システムは、戦間期においてシステムの形成期に経験した成長型の経済状況でなく、長期不況と恐慌に直面した。こうした中でその原資を個人の零細貯蓄に持つ大衆資金は、様々な経済的な危機にあたって、その原資を供給している主体である地方経済や中下層の人々に対しその資金を還元すべきという理念を、世論から与えられていた。たとえば、本稿で見た 1927 年の霜害時における報道からもそれが窺える。

天災！この大天災に今や萌芽せし桑は真黒になってしまった。…内閣は休業銀行の為に七億円を投出した、国本たる農民の霜害を如何するか？…農民！刮目して監視せよ彼等の行動を、富を助け貧を見殺しにするか否か？⁶⁵

日本銀行を頂点とした普通銀行を傘下とする一般の重層的金融構造と、預金部を中心とした勧銀・産業組合関係の金融システムは、補完関係にありながらもその信用供与対象において役割分担を行っていた。そうした中で、預金部資金とその関連する金融ネットワークの動きは、中下層に資金を供給可能な金融ルートとして、戦間期にはほとんど社会問題として注目されていた。

その中でこの大衆資金運用システムは、産業組合の系統金融のルートを強化していくことを通じて、緊急時における救済の迅速化と手続きの簡略化を図ると同時に、産業組合自体やその連合組織が持つ預金部資金本体以外の資金を、より動員していくことを可能にしていた。こうした流れが、1930 年代における預金部資金の失業対策政策などへのごくスムーズな利用や、産業組合系統融資の発展に繋がっていったと考えられ、「農村の危機」をある程度までフォローしたと考えられるのである。

こうした金融ネットワークの存在が、不況期にいかに関場の地域経済に影響を与え不況への耐性として機能したのか。その具体的な実証分析に関しては、また別稿を設けて論じたい。

⁶⁵ 「霜！霜！霜！」『信濃毎日新聞』投書、1927 年 5 月 14 日